

能美市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第5項の規定により随時監査（工事監査）を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和6年1月15日

能美市監査委員 齊藤 敏 明

能美市監査委員 南 山 修 一

1 監査の実施日及び対象工事

実施日 令和5年12月25日（月）

対象工事 土木課

- ・市道赤井東部工業団地1号線舗装改修工事
まち整備課
- ・根上勤労者体育センター空調設備整備工事（電気設備）
- ・山口町学習等共用施設改修工事（建築）

2 監査の方法及び着眼点

1件の請負金額が130万円以上の請負工事で工事成績評定点65点未満の令和4年度分工事について、関係図書及び工事成績採点表により施工状況を審査し、また、担当職員から減点等の要因及び対策、現場監督員としての今後の取り組み方針等の説明を聴取するなどの方法で実施した。

3 監査の結果

「市道赤井東部工業団地1号線舗装改修工事」、「山口町学習等共用施設改修工事（建築）」の監査を実施した結果、減点の原因は施工中の人身事故発生に係る指名停止措置によるものと認めた。いずれも本来行うべき作業手順を怠ったことによる事故である。

令和3年度に引き続き、施工中に人身事故が発生したことは大変遺憾である。安全管理については、どの工事現場においても様々な安全対策に取り組んでいるが、今回は作業員の慣れや油断が事故につながったと考えている。このような場合、各々の受注者、作業員各人が安全管理の徹底を図ることが一番の事故回避策となる。

このことから監督職員は打合せの都度、安全管理の徹底について受注者に指導し、必要に応じて現場に赴き安全管理の確認を行うなど、適切な工事現場の監督に努めていきたい。

なお、今回の2件は安全対策以外の施工状況や出来ばえ等には特に問題がなかったこと、事故を受けて、発注者としてこれまで以上に受注者に対する安全管理の指

導を徹底する旨を確認した。

「根上勤労者体育センター空調設備整備工事（電気設備）」の監査を実施した結果、減点の原因は受注者が建物の構造体を損傷させたことについての口頭注意によるものと認めた。この件は受注者と補助監督員の書類や現場状況の確認不足、監督職員への連絡・報告不足など、様々な要因が重なり発生したものである。

工事監理の専門家たる補助監督員は、監督職員、受注者双方にとって、心強い存在であると考えるが、3者の情報共有が不足している場合、補助監督員自身のミスに気付かない恐れがある。受注者は協議すべき事項があるときは、補助監督員だけでなく必ず監督職員とも協議すること、監督職員はその旨を徹底するよう受注者と補助監督員に指導していただきたい。

なお、本件は問題発覚後、損傷箇所について専門家の指導のもと補修を行ったこと、監督職員から受注者と補助監督員に連絡・報告体制について厳重注意と指導を行なったこと、工事の仕上がりは良好であることを確認した。

これら3件の事例を踏まえて、今後についても、適正な施工管理が徹底されるよう、下請けを含めた施工業者と監督職員による綿密な協議・指導を実施するとともに、職員の監督能力の向上に努めていただきたい。また、人身事故が続いていることを受け、各工事で発生した事故やミス等の事例を全庁で共有する取り組みを検討していただき、再発防止に努められるよう要望するものである。